

生活衛生関係営業者の皆さまへ

大切なお知らせ

お困りのことがあれば

専門家に無料で相談

することができます。



対象となる方

和歌山県内で、次の業を営む方

- | | | |
|----------|------------|----------|
| 1. 飲食業 | 2. クリーニング業 | 3. 興行場 |
| 4. 公衆浴場業 | 5. 食肉販売業 | 6. 美容業 |
| 7. 理容業 | 8. 旅館・ホテル業 | 9. 冰雪販売業 |

受付期間

令和6年 **11月29日(金)** まで

相談項目

融資・経理・税務・労務・衛生・経営・その他

公益財団法人和歌山県生活衛生営業指導センターとは 「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(略して生衛法)により和歌山県知事から指定された公益法人で(都道府県に各1カ所)、生活衛生営業の健全化を通じて、衛生水準の維持向上を図ると共に、生衛業を利用する消費者の利益を擁護するため活動しています。

※本事業は、令和5年度補正予算事業「生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業」として実施するものです。

お問合せ・
お申込み先

公益財団法人和歌山県生活衛生営業指導センター

〒640-8045 和歌山市ト半町33番地

TEL 073-431-0657 FAX 073-422-3269

e-mail wakayama-center@seiei.or.jp ホームページ <https://www.seiei.or.jp/wakayama/>



F A X

073-422-3269

様式 1

生衛業経営支援緊急対策事業 個別相談・指導 申込書

令和 年 月 日

(公財) 和歌山県生活衛生営業指導センター 御中

ふりがな	
お名前	
ご連絡先	
ご住所	〒
業種名 (いずれかに○)	飲食業 クリーニング業 興行場 公衆浴場業 食肉販売業 美容業 理容業 旅館・ホテル業 冰雪販売業
営業年数	
組合への加入の 有・無 (いずれかに○)	加入している 加入していない

【相談・指導を受けたい内容】 (該当するものに○を記入してください)

()	国、県及び市町村の支援施策の利用・申請等の指導・相談
()	生活衛生貸付等融資の利用の相談・指導
()	デジタル化対応に関する相談・指導
()	税制活用に関する相談・指導
()	事業承継に関する相談・指導
()	コロナ禍におけるその他経営に関する相談・指導

【相談・指導希望日】

第一希望日	月	日	第二希望日	月	日
-------	---	---	-------	---	---

【その他】 (特に伝えたいことなどがありましたらご記入ください)

--